

和歌山県公安委員会告示第1010号

道路交通法第75条の2第2項の規定による車両の使用制限命令について、同条第3項において準用する同法第75条第4項の規定に基づく公開による聴聞を次により行う。

令和7年3月18日

和歌山県公安委員会



記

- 1 聴聞の期日 令和7年4月11日 午前10時開始
- 2 聴聞の場所 和歌山市西1番地
和歌山県警察本部 交通センター1階 聴聞室